

事業計画

平成29年度 渋谷区社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

平成29年度は、平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」による新しい社会福祉法人制度に基づく運営を行う初年度となる。

この社会福祉法人制度改革は、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、平成18年の公益法人制度改革も踏まえ、公益性と非営利性を備えた法人としてのあり方を徹底する観点から、法人経営の適正化と財務規律の確保を目指して改革が行われたものである。

また従来から、社会福祉法人は地域における公益的な取り組みを実施する責務を担ってきたが、今回の法改正においては、改めて社会福祉法人の経営の原則として、社会福祉事業又は公益事業を行うにあたり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務とすることが明文化されている。

このような福祉の質の向上が求められている変革の時代を見据え、誰もが自分らしさを大切にしながら、安心して生活し住み続けられる持続可能な地域社会を実現するため、渋谷区社会福祉協議会は平成29年度事業運営にあたり、次の事項を基本方針とする。

- 区民を主人公とするきめ細やかな地域福祉の充実を目指す。
- 声なき地域の福祉ニーズに気づき、新たな地域福祉事業を創設する。
- 何をやっているのか「見える化」を通して、渋谷区社会福祉協議会への親しみと認知度を向上する。
- 区民に直結した地域福祉活動を実現するため、会員の拡大と会費・寄附金等自主財源の確保に努める。
- 専門性と組織運営能力のバランスのとれた職員育成に取り組む。
- 収支均衡を基本とする事業経営を行う。

2 重点取り組み事項

(1) 景丘の家の建替え

景丘の家は、「経済的に恵まれない子供たち或いは進学を希望しても勉強する場所もない子供達のためにビルを建ててもらいたい」という故郡司ひさゑさんのご遺志に基づき、平成 10 年に寄贈を受け、土地建物については次代を担う青少年の健全育成や地域福祉事業のために有効に活用するとともに、資産については「郡司ひさゑ愛の基金」を設置しその果実を施設運営等に有効に活用してきた。

しかし、築 48 年を迎える建物の老朽化が目立ってきているとともに、個人住宅を活動施設としたため、間取りが使いづらく活動に制約が出る等、施設の改善が必要となってきたため、平成 28 年 10 月 14 日開催の平成 28 年度第 3 回理事会、及び平成 28 年 10 月 25 日開催の平成 28 年度第 2 回評議員会において、郡司ひさゑさんの「子供たちのためにビルを建ててもらいたい」というご遺志を尊重し、資産として残された「郡司ひさゑ愛の基金」を活用し、景丘の家を建替えることが決定された。

今年度は、遺贈を受けて以来 18 年間、恵比寿の地（景丘の地）で続けてきた郡司ひさゑさんのご遺志に基づく青少年育成事業や地域福祉事業を今後も末永く継承していくため、景丘の家建替え工事を実施する。

(2) 地域福祉活動計画（第 2 期）の策定

当社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進を図る団体」として、渋谷区民や社会福祉関係者等と協働して、地域の生活課題や福祉課題を解決するため、平成 25 年度から平成 29 年度を計画年度とする地域福祉活動計画に基づき、「きづきあい みとめあい ささえあい 共に生きるまち 渋谷」の基本理念として、地域福祉事業を実践してきている。

平成 29 年度はこの計画の最終年度となるため、今までの事業実践を評価し、平成 30 年度以降も計画的に地域福祉活動を充実して継承するため、地域福祉活動計画（第 2 期）の策定を行う。

(3) 小地域福祉活動の推進

地域社会にある福祉的な生活課題を解決するためには、地域住民、民生児童委員、町会、ボランティア、福祉関係団体・機関、福祉サービス事業者等、地域で福祉に関わる多くの担い手がネットワークを形成し、互助・共助の理念に基づき自発的に取り組んでいくことが求められている。

当社会福祉協議会は、地域福祉コーディネーターによる小地域福祉活動を実践しこれらの課題解決を目指していく。

(4) 子育て支援の充実

渋谷区で子育てを行う子育て世代を支援するため、平成 29 年度は従来の 6 か所の子育て支援センターに加え、3 か所の子育てひろばも、連携して一体的に運営し、

子育て支援の充実を図る。

また、従来の「生まれてから」の子育て支援を一步進め、妊娠期の「生まれる前から」の子育て支援についても、保健所、子ども発達相談センター等と連携して取り組む。

(5) 成年後見推進事業の充実

認知症や障害があっても、地域で安心して生活ができるように、あんしんサービスの充実、成年後見制度の啓発、福祉医療関係者とのネットワーク作り、相談援助業務を充実させるとともに、社会貢献型後見人制度や法人後見制度の充実に努める。

また、身元保証制度の創設に向けての検討を行う。

(6) 障害のある人に対する相談援助の充実

平成 24 年 4 月の障害者自立支援法等の改正に基づき、一般相談支援事業、特定相談支援事業等の相談援助の充実を図る。

また、区からの基幹相談支援センターの受託に備え、相談支援体制の強化を図るための専門職員の育成、地域移行・地域定着の取り組みを行うための検討・準備を行う。

(7) 介護保険事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業がはじまり、地域包括支援センターを中心に、居宅介護支援ステーション、ホームヘルプステーションの連携を強め一体的な運営を行うことで、地域における高齢者とその家族を支え、様々な介護ニーズに応える。

併せて、3事業の収支均衡を図るため、居宅介護支援ステーションでは介護予防プランの受託、ホームヘルプステーションではホームヘルプサービス自費事業を行い、地域福祉の担い手としての役割を果たす。

(8) ボランティア活動推進事業の充実

様々な地域団体が少子高齢化に対応した活動ができるよう、当該団体と連携し支援するとともに、新たなボランティア育成支援プログラムを構築し、地域人材を育成する。

また、次世代等の新たな層の地域福祉活動への理解を得て、ボランティア活動のすそ野を広げる。

(9) 大規模災害に対応する防災体制の構築

大規模災害時、渋谷区との防災協定に基づき、渋谷区と連携した防災活動を行うため、社協職員の防災マニュアルを作成する。

また、当社会福祉協議会の事業継続計画（BCP）素案を検証し改善を図る。

(10) 渋谷区からの受託事業・補助事業の着実なる事業推進

当社会福祉協議会は、子どもから高齢者・障害のある人まで幅広い福祉事業を渋谷区から受託し、福祉サービスを提供している。

平成 29 年度も区と連絡調整を密にし、円滑な質の高い区民に喜ばれる福祉サービスの充実に努める。

3 主要実施計画事業

社会福祉事業区分

I 地域福祉推進事業拠点区分

事業内容	予算額 (単位：千円)
I 法人運営事業サービス区分	147,219
1 組織運営事業	133,346
<p>(1) 理事会（年4回）、評議員会（年3回）、4部会（企画部会、財政部会、事業部会、広報部会）を必要に応じ開催し、重要な法人業務を決定する。</p> <p>(2) 適正な会計処理と税務処理を行うために専門家（公認会計士、税理士）の指導を受ける。</p> <p>(3) 渋谷区等専門機関、福祉施設及び福祉団体との連絡調整を図る。</p> <p>(4) 町会連合会、商店会、民生児童委員協議会等関係団体との連携を深める。</p> <p>(5) 災害時対応力の強化</p> <p>①渋谷区総合防災訓練（災害対策本部訓練）、渋谷区防災点検の日、災害対策本部点検会議、地域の防災訓練への参加、施設ごとの消防訓練の実施等により渋谷区社協の災害対応力を高める。</p> <p>②事業継続計画（BCP）素案を基に、PDCAサイクル（策定→教育・訓練の実施→点検・検証→計画の見直し）を実践し、改善を図る。</p> <p>③職員災害研修を実施し、災害時に対応できる行動を身につける。</p> <p>(6) 渋谷区社協の基盤強化を目指した組織運営</p> <p>①組織基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内各種団体に対して社協事業の説明会を開催し、団体会員・特別賛助会員の増強を図るとともに、個人会員募集のため啓発活動を行う。 ・地域福祉の推進に向けて、福祉関係団体と情報交換や協議を行う等連携を強化する。 <p>②財政基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費・寄附金・歳末たすけあい募金等自主財源増強の取り組みを強化する。 ・介護保険事業等事業収入の安定化と収益性の向上を図る。 ・元本の安全性確保と資金の流動性を確保しつつ、基金の運用益を確保する等効率的な管理を行う。 <p>③経営概念の導入</p> <p>コスト意識を踏まえ事業運営を推進するとともに、透明性の高い渋谷区社協運営を行う。</p>	

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>④職員の育成・資質向上</p> <p>研修計画に従い、職員の職務経験・職層・専門分野に応じて、職場内外研修を実施し、時代の変化に対応した専門知識を習得するとともに、地域の課題に応えられる人材育成に取り組む。</p> <p>また、職員の安全衛生及びワーク&ライフバランスに資する取組みに努める。</p> <p>(7) 社会福祉法人制度改革への対応</p> <p>制度改革に適切に対応する。とりわけ、地域における公益的取組みの実施責務内容及び東京における社会福祉法人の連携による社会貢献事業の取組みの推移を注視し、地域公益活動(社会貢献事業)に関わり、区内関係団体とネットワークづくりに努め、情報共有化を図り、進め方を協議する。</p> <p>2 調査研究・企画・広報事業</p> <p>(1) 社会福祉法人制度改革の調査・研究</p> <p>社会福祉協議会における新たな活動領域や活動方法につき、情報収集するとともに研究し、渋谷区社協として機能を強化する。</p> <p>(2) 地域福祉活動計画重点実施事項の調査検討</p> <p>「大規模災害への福祉的対応」について、調査検討する。</p> <p>(3) 地域福祉活動計画事業の進捗の点検</p> <p>地域福祉活動計画の実施計画が掲げる目標の進捗状況を把握するため、点検基準と評価指標に基づき点検を行う。</p> <p>(4) 地域福祉活動計画の推進・評価委員会の運営</p> <p>地域福祉活動計画の適正な推進と進行管理・評価を行うとともに、社会情勢の変化に伴い必要な活動計画の修正に関する事項を審議する。</p> <p>(5) 広報事業</p> <p>①社協活動の情報提供並びに普及宣伝活動を強化し、住民の渋谷区社協への理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「渋谷社協だより」の発行(年4回)と全戸配布、「声の社協だより」の作成と視覚障害者等への送付。 ・ホームページによる情報発信の強化 <p>予算、決算、事業計画、事業報告等渋谷区社協の基礎情報に加え、各所管の事業運営結果を掲載する等直近の情報を発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区ニュース等への情報掲載 ・ガイドブックの発行 ・会員獲得及び会員向け事業紹介用パンフレットの作成 ・渋谷区くみんの広場や区内各種イベントに参加し、社協活動への理解を促進するとともに、社協会員募集のPRを行う。 	8,031

事業内容	予算額 (単位：千円)
②福祉啓発活動の取り組み せせらぎまつりの開催、渋谷区くみんの広場や各種イベントへの参加、事業運営、福祉課題の共有化を図る等啓発活動に取り組む。	
3 自動販売機設置事業 清涼飲料水自動販売機による収益を、地域福祉活動を推進する資金に充てる。 ・設置数等 区内 12か所 17台設置	2,000
4 遺贈物件事業 遺贈を受けた物件について地域福祉を推進するため、財源確保の視点に立ち対応する。	3,842
II 地域福祉事業サービス区分	297,910
1 車いす貸出事業 一時的に歩行が困難になった人等に車いすを無料で貸し出す。 本部、ボランティアセンターでの貸し出しのほかに、利用者が自宅近くで借りることができるよう、民生児童委員の自宅等区内各所に配置している。	320
2 やすらぎサービス事業 在宅で福祉的な援助を必要とする高齢者や障害者等（利用会員）を対象に有償で、地域の人たち（協力会員）の参加と協力を得て、家事援助・外出サービスを提供する。なお、第6期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を念頭におき、他機関との連携を強化し、事業を推進する。また、効果的な広報活動を展開し、利用者の増加を図る。	6,406
3 景丘の家事業 青少年の健全育成を図る施設として活用してきたが、施設の老朽化に伴い平成28年12月末に閉鎖し現在、建替え中である。 新施設は平成30年度開設予定。	273,862
4 緊急援護事業 住所不定者や一時緊急援護を必要とする人に対して、就労支援、通院等の交通費の助成、就職に必要な備品類の購入に要する経費を準備する。 ・受付窓口 区役所福祉部生活福祉課相談係	680
5 福祉活動助成事業 区内で福祉活動を行っている地域団体やボランティアグループの活動に対し、歳末たすけあい運動募金等を原資とする助成金により助成を行う。福祉団体等の活動に対する一般助成のほかに、特別助成として、新しく福祉活動を始める団体を応援する「はじめのいっぽ応援プラン」、	4,623

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>これまでの団体の活動をさらに充実させる「新たな福祉応援プラン」の2つのプランにより、区内福祉活動団体等の支援を充実させる。</p> <p>助成にあたっては、福祉活動助成委員会において、助成に関する事項を審議する。</p>	
<p>6 移動サービス事業（福祉有償運送）</p> <p>高齢者や障害のため移動することが困難な人に、ハンディキャブ（車いすのまま乗車できる自動車）を使用し、外出の援助を行う。なお、法令に従った研修を修了した運転者が、運転と乗降の介助を行い、安心・安全な移動の支援をする。</p> <p>周知活動を強化し、利用者拡大を図る。また運転者を確保し、移動に困難を伴う人の外出ニーズ充足に努める。</p>	2,541
<p>7 ふれあいのまちづくり事業</p> <p>地域住民の皆さんが自主的に企画し、運営している活動で、高齢者、障害者、子育て中の親子などが住み慣れた地域で生き生きと暮らせるように、仲間づくりや生きがいつくりの活動を支援している。身近な地域で気軽に集い、交流を深める場としての「ふれあい・いきいきサロン」の活動について、運営費の助成、サロンを始めたい人やグループに対する立ち上げに関わる援助、サロン活動の参加希望者への情報提供など、サロン活動の活性化を目指し地域住民を支援している。</p>	3,418
<p>8 地域支援事業</p> <p>地域における生活支援等サービス提供体制の構築</p> <p>高齢者等の在宅生活を支援するため、地域住民の力を活用した地域の支え合い体制づくりを推進し、多様な主体による多様な活動・サービスの提供体制を構築する。</p> <p>構築にあたり、生活支援コーディネーターを配置し、渋谷区福祉部、地域包括支援センター等と連携し推進する。</p>	6,060
<p>9 渋谷区共同募金配分推せん委員会事務局の運営</p> <p>社会福祉法人東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金を原資とする地域配分（B配分）につき、渋谷区の地域福祉ニーズに応じて配分を調整し、交付団体の推薦及び歳末たすけあい募金の使途を検討するために設置されている渋谷区共同募金配分推せん委員会の事務局を担い、募金の適切な活用を図る。</p>	
<p>Ⅲ 生活福祉資金貸付事業サービス区分</p> <p>区が実施する生活困窮者自立支援の相談窓口と緊密に連絡調整し、相談者に対し包括的な相談援助を行う。</p>	13,818

事業内容	予算額 (単位：千円)
1 生活福祉資金貸付事務事業 所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、生活の安定と経済的自立を図るために、資金の貸し付けを行う。	9,293
2 受験生チャレンジ支援貸付事業 一定所得以下の世帯の子ども（中学3年生、高校3年生またはそれに準ずる者）が進学にあたり、学習塾などの受講費用や高校、大学等の受験料を無利子で貸し付ける。	4,500
3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 東京都及び東京都内区市が実施する「母子（父子）家庭高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に入学準備金や就職準備金を貸し付ける。	25
IV 成年後見推進事業サービス区分	54,606
1 成年後見推進事業 (1) 啓発活動 成年後見制度・あんしんサービスへの理解を深め、利用促進やニーズ把握のため、情報発信と収集を行う。 ①成年後見制度のパンフレットの配布、ホームページによる情報発信 ②講座・セミナー・講演会の開催 福祉医療関係者と連携した広報活動、出前講座等 ③講師派遣 福祉医療関係機関、特養家族会、金融機関、サロン等へ講師の派遣 (2) 専門相談（相談援助） 専門家による定例相談会の開催 出張相談会の実施 親族・本人を対象とし、成年後見制度の利用と権利擁護（福祉サービスのトラブル、心身・財産上の権利侵害）について、相談会を開催する。 専門家：弁護士、司法書士、社会福祉士 (3) 社会貢献的な精神に基づき、後見業務に取り組む意欲のある区民から後見人候補者を育成し、後見人として活動できるよう支援する。 ①後見人候補者の育成 ②後見人の選任・支援 ③監督人の受任 (4) 事例検討会の開催 判断能力の不十分な区民が自ら制度利用を進めることが困難なため、高齢者・障害者等を支援する福祉医療関係者を対象とし、成年後	49,634

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>見制度の活用に向けた進め方、支援策、後見人候補者を検討し、適切・迅速・円滑に制度活用に繋げる。</p> <p>(5) 法定後見制度利用費用の助成 判断能力が不十分な区民の権利擁護を支援するため、低所得であっても後見人を活用できるよう、費用を助成する。</p> <p>①申立経費の助成 第三者に成年後見人を委ねることが適切であるが、費用負担が困難であるときに、後見開始の審判申立てに係る経費を助成する。</p> <p>②後見報酬の助成 第三者に成年後見人を委ねることが適切であるが、費用負担が困難であるときに、成年後見人の報酬に係る費用を助成する。</p> <p>(6) 成年後見制度活用事業 成年後見事業の普及や適切な利用を推進するため、利用支援の充実を図る。</p> <p>①申立て等支援：後見人候補者の紹介、申立手続き等の支援を行う。</p> <p>②法人後見事業：社会福祉協議会が後見人を受任する。</p> <p>③法人後見監督：社会福祉協議会が社会貢献型後見人の監督人を受任する。</p> <p>(7) 運営委員会の開催 専門的、第三者的な立場から、必要な審議、または指導・助言を行い、事業の専門性、客観性、透明性を確保し、適正な運営を図るため、医療、学識経験者、法律、福祉関係者、行政からなる運営委員会を開催する。</p> <p>2 福祉サービス利用援助事業（あんしんサービス）</p> <p>福祉サービスの利用援助が必要な高齢者及び障害者が、安心して地域で生活を支えるための手助けを行う。</p> <p>(1) 福祉サービスの利用援助 福祉サービスを利用するため、または止めるために必要な手続き、福祉サービス利用料の支払い手続きの代行などを行う。</p> <p>(2) 日常的な金銭管理サービス 日常生活に必要な預金の払戻し、公共料金、家賃、医療費などの支払代行などを行う。</p> <p>(3) 書類等の預かりサービス 定期預金通帳、印鑑、保険証書、年金手帳、不動産登記済権利証を金融機関の貸金庫で保管する。</p> <p>(4) 「公的保証」サービスの検討 実施に向けて、先行区市の調査などを行う。</p>	4,972

事業内容	予算額 (単位：千円)
V 障害者社会参加支援事業サービス区分	143,609
1 手話通訳養成講習会事業 聴覚障害者と健聴者との円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するため手話通訳者を養成する。 ・講習会クラス別定員 昼間・夜間とも入門 30 人、応用 25 人、通訳養成 25 人	14,813
2 手話通訳者派遣事業 聴覚障害者等の社会活動及び日常生活を支援するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	1,292
3 障害者就労支援事業（ハートバレー） 障害者の就労の機会を広げ、安心して働き続けられるように、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携し、就労とそれに伴う生活に関する相談・助言・情報提供等の支援を行い、障害者の自立と社会参加を促す。 (1) 相談事業 就労や就職後の生活等に関する相談 (2) 就労支援事業 ①就職準備支援 面接練習や職場実習、パソコン講習会等就職前に必要なスキルを身につけるための支援 ②職場開拓 ハローワークでの求人情報収集と企業とのマッチング ③職場定着支援 仕事をしている障害者が職場に定着するための支援 ④離職時の調整及び離職後の支援 離職時・離職後の相談 (3) 生活支援事業 就労に関わる日常生活などの相談 (4) 雇用促進事業 本人・家族・企業等を対象に障害者雇用についての企業見学会や学習会の開催	45,267
4 精神障害者地域生活支援事業（さわやかの一む） 心の病を抱える人やその家族が、地域の中で安心して暮らせるように相談・日常生活の支援及び地域との交流活動等を行い、精神障害者の福祉の向上を図る。なお、地域活動や生活相談に際し、ボランティアの協力やピアカウンセリング手法を採り入れている。 (1) 相談支援事業 ・日常生活や対人関係に関する悩み、不安等に関する相談及び助言や指導	30,410

事業内容	予算額 (単位：千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や公的手続き等社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 (2) 地域活動支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ・創作的活動・生産活動の機会の提供、社会や地域との交流の促進 ・地域住民ボランティアの育成 ・オープンスペースを利用した居場所の提供 (3) 指定一般相談支援事業（自主事業） <ul style="list-style-type: none"> 精神科病院等の長期入院者に対する退院支援及び退院後の連絡体制を常時確保する等地域移行及び地域定着支援 (4) 指定特定相談支援事業（自主事業） <ul style="list-style-type: none"> 指定特定相談支援事業所として、障害福祉サービスを利用する際必要なサービス等利用計画（精神障害）を作成するとともに継続サービス利用支援（モニタリング）を実施 <p>5 障害者相談支援事業（はあとぴあ相談ステーション）</p> <p>障害の種類を問わず、障害のある人や家族からの総合相談窓口として、必要な情報提供やサービス利用の援助等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用援助等障害者の生活に関わる多様な相談支援業務を実施（福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるために必要な支援、権利擁護のために必要な支援、専門機関の紹介） (2) 障害支援区分認定調査及び勘案事項調査 <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの種類等を決定する判断材料である障害支援区分調査、社会活動や介護者、居住等の勘案事項調査を実施 (3) 指定特定相談支援事業（自主事業） <ul style="list-style-type: none"> 指定特定相談支援事業所として、障害福祉サービスを利用する際必要なサービス等利用計画（身体障害・知的障害）を作成するとともに継続サービス利用支援（モニタリング）を実施 	51,827
<p>VI 高齢者福祉支援事業サービス区分</p>	146,876
<p>1 高齢者食事券・心身障害者配食サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている人に、身近な地域で食事の機会を促し地域との交流や絆を深め、孤立を防ぐ等心身面での支援を行う。 (2) 食事を作ることが困難な、ひとり暮らし等の在宅障害者の自宅に食事を届け、食生活面での支援を行う。 	58,644
<p>2 ねたきり高齢者理・美容券交付事業</p>	1,245

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>65歳以上で要介護4又は5の認定を受けている人に、居宅又は店舗で理美容師による理髪等を受けることができる理・美容利用券を交付する。</p>	
<p>3 米寿祝品事業 米寿（88歳）を迎えた人の長寿を祝し、祝品を贈呈する</p>	2,065
<p>4 紙おむつ購入費助成事業</p> <p>(1) 紙おむつの購入費一部助成 要介護1以上で65歳以上の高齢者または3歳以上の障害者で、生活保護を受給しておらず、常時紙おむつを使用している人に対して助成する。</p> <p>(2) 障害児への紙おむつ購入費一部助成 3歳児以上18歳未満で、生活保護を受給しておらず、常時紙おむつを使用している障害児に助成する。</p> <p>(3) 入院時病院紙おむつ購入代金の一部助成 要介護1以上で65歳以上の高齢者で、生活保護を受給しておらず入院先で指定の紙おむつを購入しなければならない人に助成する。</p>	84,922
<p>Ⅶ 子育て支援事業サービス区分</p>	292,466
<p>1 保育室助成事業 保育室職員の資質向上を図るため、職員研修費等の経費の一部を助成するとともに、事業主に職員の社会保険料等の事業主負担分を助成し、保育事業の充実を図り、心身ともに健やかな児童の育成を促進する。</p>	3,547
<p>2 ひとり親家庭支援事業 渋谷区児童育成手当を受けているひとり親家庭等の親子に、レクリエーションを楽しむための宿泊施設、日帰り施設及び演劇鑑賞の助成を行う。</p>	8,560
<p>3 ファミリー・サポート・センター事業 地域において、子育ての援助を受けたい人（ファミリー会員）と、行いたい人（サポート会員）が会員となり登録し、保護者に代わり保育施設などの送迎や預かりを行う。 子どもの成長を地域住民が見守る事業であり、サポート会員の増強を図りながら充実した運営を目指す。 対象となる子どもを安全に預かるため、活動中のリスクマネジメントの徹底を図る。ヒヤリハット集を、会員へのアンケートにより作成し配布する。また、緊急時の対応をしっかりとするために避難場所等情報共有を密にする。 また、サポート会員登録講習会のプログラムを増やし充実させる。会</p>	23,191

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>員同士の交流の機会も増やし、ファミリー会員サポート会員の相互理解を深める。</p> <p>4 子育て支援センター事業</p> <p>対象を未就学児とその保護者とする。保護者が喜びをもって子育てができるように支援する。センターにおける遊びをとおして、子どもの健全な成長を促す。また、子育て教室等を充実させ保護者の育児力を高める。</p> <p>関係機関との連携により、親子の問題解決にあたる。見守り、不安感の軽減を図りながら親子に寄り添う。また、出産前の区民に対しても、渋谷区をはじめ関係機関の協力を得て子育て支援センターの周知を徹底し、来所してもらう。利用者の親子とふれあう機会を設け、近隣住民同士の出会いの場所を提供する。妊婦に育児を実感してもらう。子育て支援センターを、育児力を得る場所として広報を徹底する。</p> <p>(1) 子育てひろば</p> <p>親子が自由に安心して遊べるひろばを提供。子育てに関する情報交換や、子どもの日、ひな祭り等の年間行事等で親子の交流を図る。</p> <p>(2) 子育て相談</p> <p>来所者や電話による子育てに関する各種の相談に対し助言する。必要に応じて他機関へ連絡し問題解決を図る。</p> <p>(3) 短期緊急保育</p> <p>通院や保護者の急病等の緊急対応として短期緊急保育を実施する。</p> <p>(4) 子育て教室</p> <p>子育てに関する講座、講習会を開催する。開催にあたっては、地域住民の理解と協力を得て、住民同士の出会いの場とする。</p>	<p>237, 636</p>
<p>5 子育てひろば事業</p> <p>対象を未就学児とその保護者とする。就学前までの親子が自由に安心して遊べる場所を提供し、保育士による子育て相談等を実施する。保護者同士の交流や情報交換を促進すると共に、子育て支援センターと連携し、子育て力の向上を図る。</p>	<p>19, 532</p>
<p>Ⅷ 子どもテーブル事業サービス区分</p> <p>1 子どもテーブル事業</p> <p>子どもたちの孤食をなくす子ども食堂を行っている団体への助成事業のほか、子どもたちに学習や遊びの場を提供していく地域の活動を支援する。</p>	<p>18, 332</p>

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>IX 総合ケアコミュニティ・せせらぎ管理運営事業サービス区分</p> <p>高齢者福祉・地域福祉の中核施設として、多様かつ経営主体の異なる施設がある中で、各事業者間で運営や災害時対応などの情報共有化や連携を図り、地域コミュニティスペースを活用し、地域交流の機会や場を提供する。また、渋谷区から災害時二次避難所・救急救護所の指定を受け、搬入資材等の管理も行っており、地域防災機能の役割を果たす。</p> <p>1 せせらぎ施設管理事業</p> <p>(1) 地域コミュニティ施設の運営管理 ケアコミュニティ棟2階の地域利用室における地域コミュニティ活動やボランティア活動を支援し、地域の交流を深め、この福祉施設と地域の連帯が図られるよう、開放している。</p> <p>(2) コミュニティ活動の推進 コミュニティ施設の利用促進、地域コミュニティの発展を目指し、「せせらぎコミュニティ協議会」と協働する。</p> <p>(3) せせらぎ施設内各事業者の連絡調整 せせらぎ施設内で事業を行っている社会福祉法人等の連絡調整を行い、高齢者福祉・地域福祉の中核施設としての役割を果たす。</p> <p>2 ライフピア西原住宅棟管理事業</p> <p>3 せせらぎ施設運営事業</p>	<p>211, 215</p> <p>199, 389</p> <p>11, 700</p> <p>126</p>
<p>X ボランティア活動推進事業サービス区分</p> <p>地域福祉推進の担い手としての役割を踏まえ、地域の課題解決に資するボランティア活動推進に取り組み、情報発信するとともに、ボランティア活動に関する相談・支援を行う。</p> <p>併せて、地域支援事業を推進するため連携する。</p> <p>(1) 小地域福祉活動モデル事業の推進（再掲）</p> <p>(2) 地域における生活支援等サービス提供体制の構築（再掲） 高齢者等の在宅生活を支援するため、地域住民の力を活用した地域の支え合い体制づくりを推進し、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築する。</p> <p>1 ボランティア活動推進事業</p> <p>(1) ボランティア活動への支援、登録、相談、調整 ボランティア活動を始めたい、またはボランティアの協力を要する個人・団体に対しての相談、希望にあった活動の紹介、ボランティア募集を行う。 また、ボランティア保険等加入事務を行い、安心して活動ができるよう支援する。</p>	<p>38, 589</p>

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>主なボランティア活動</p> <p>【地域で】話し相手、買い物、散歩の付き添い等</p> <p>【施設で】話し相手、車いすの清掃、洗濯物たたみ等</p> <p>【特技を生かして】パソコン指導、趣味の指導、楽器演奏等</p> <p>(2) ボランティア活動の推進、普及・啓発・育成</p> <p>社会情勢の変化に対応したボランティア活動に資する育成支援プログラムを実施し、様々な領域や場面で地域活動に参加できるように支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座・研修の実施 ・夏・体験ボランティア学習の実施 ・区内小中学校等での福祉体験学習・ボランティア学習への支援 ・企業の福祉体験研修への支援 ・職員講師派遣 <p>(3) 情報の収集と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報紙の発行、ボランティアセンターだより、ホームページによる情報発信、渋谷区ニュースへの掲載、書籍閲覧コーナーの設置 ・地域別懇談会等開催による情報収集 <p>(4) 組織化・ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体・グループ、区内NPO法人、大学ボランティア組織との情報共有、事業実施を通じた連携を図り、ネットワークづくりを推進する。 ・「せせらぎまつり」を開催し、区民、ボランティア、地域団体等が連携し、共に支え合う福祉の心を育み、地域コミュニティの構築を目指す。 ・喫茶「ラウンジせせらぎ」の運営 「せせらぎ」入居者・利用者、地域住民の交流といこいの場づくりのため、ボランティアグループによる運営を支援する。 ・「ボランティア交流会」を開催し、ボランティア同士の情報交換や活動の活性化を図る。 <p>(5) 地域ボランティア活動支援</p> <p>身近な地域でのボランティア活動を広げ、地域に根ざした活動を進めるために、区内4か所で開設している地区ボランティア室の活動を強化する。また、地域交流会の開催や地域イベントへの参加を通じて、活動拠点の情報発信をする。</p> <p>(6) ボランティアセンターの基盤強化</p> <p>①しづやボランティアセンター運営委員会</p> <p>ボランティアセンター事業や運営及び地域におけるボランティア活動の推進等について、協議し、提言等を行う。</p>	

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>②しづやボランティアセンター運営委員会活動の充実を図り、ボランティアセンターの基盤強化を目指す。</p> <p>(7) 災害ボランティア受入れ体制の支援</p> <p>区災害対策本部（ボランティア班）と連絡調整を図るとともに、災害ボランティア受入体制及び支援体制のあり方に係る情報を収集する。また、東京都災害時要配慮支援センター及び東京都災害ボランティアセンターの情報収集し連携を強化する。</p> <p>職員等を対象に事業継続計画（BCP）並びに災害ボランティアセンター運営を踏まえた研修を実施する。</p>	
<p>XI ヘルパーステーション事業サービス区分</p>	<p>63, 758</p>
<p>介護予防・日常生活支援総合事業による居宅訪問介護事業を行うとともに、障害者総合支援法による障害者居宅介護事業や地域生活支援事業を行い、利用者や家族が安心して生活ができるよう支援する。なお、介護保険制度改正による動向を見据え事業展開する。</p>	
<p>1 介護保険ホームヘルパー派遣事業</p>	<p>33, 206</p>
<p>介護認定審査会で要介護、要支援、介護予防・日常生活総合事業の認定を受け、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に介護サービス計画を依頼し、サービス内容が決定した人との契約によりホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事（生活援助）を行う。</p>	
<p>2 渋谷区独自ホームヘルプサービス事業</p>	<p>5, 595</p>
<p>介護予防・日常生活支援総合事業で、介護を受ける人とその家族の負担を軽減するために、時間延長、外出介助、生活援助等区が利用決定した人にサービスを行う。</p>	
<p>3 障害者福祉サービスホームヘルプサービス事業</p>	<p>23, 947</p>
<p>身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者の人で、障害者総合支援法に基づき支給決定した人に、身体介護、家事援助、同行援護等の支援を行い、充実した日常生活や社会参加等必要な外出ができるようホームヘルパーを派遣する。</p>	
<p>4 地域支援ホームヘルパー派遣事業</p>	<p>1, 010</p>
<p>移動が困難な身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者の人に、ホームヘルパーを派遣し、社会参加等必要な外出時の支援を行う。</p>	
<p>XII 歳末たすけあい運動事業サービス区分</p>	<p>1, 325</p>
<p>1 歳末たすけあい運動事業</p>	

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>(1) 歳末たすけあい運動の実施</p> <p>渋谷区、町会連合会、民生児童委員協議会等区内各方面の協力を得て、募金活動を実施する。</p> <p>募金は、地域福祉を推進するための貴重な自主財源であり、街頭募金の実施や区内商店会連合会、福祉関係団体、労働組合、大学等各種の学校機関等に幅広く協力を働きかけるなど、運動に対する理解を広げ募金活動を推進する。</p> <p>募金目標額 12,000,000 円</p>	

公益事業区分

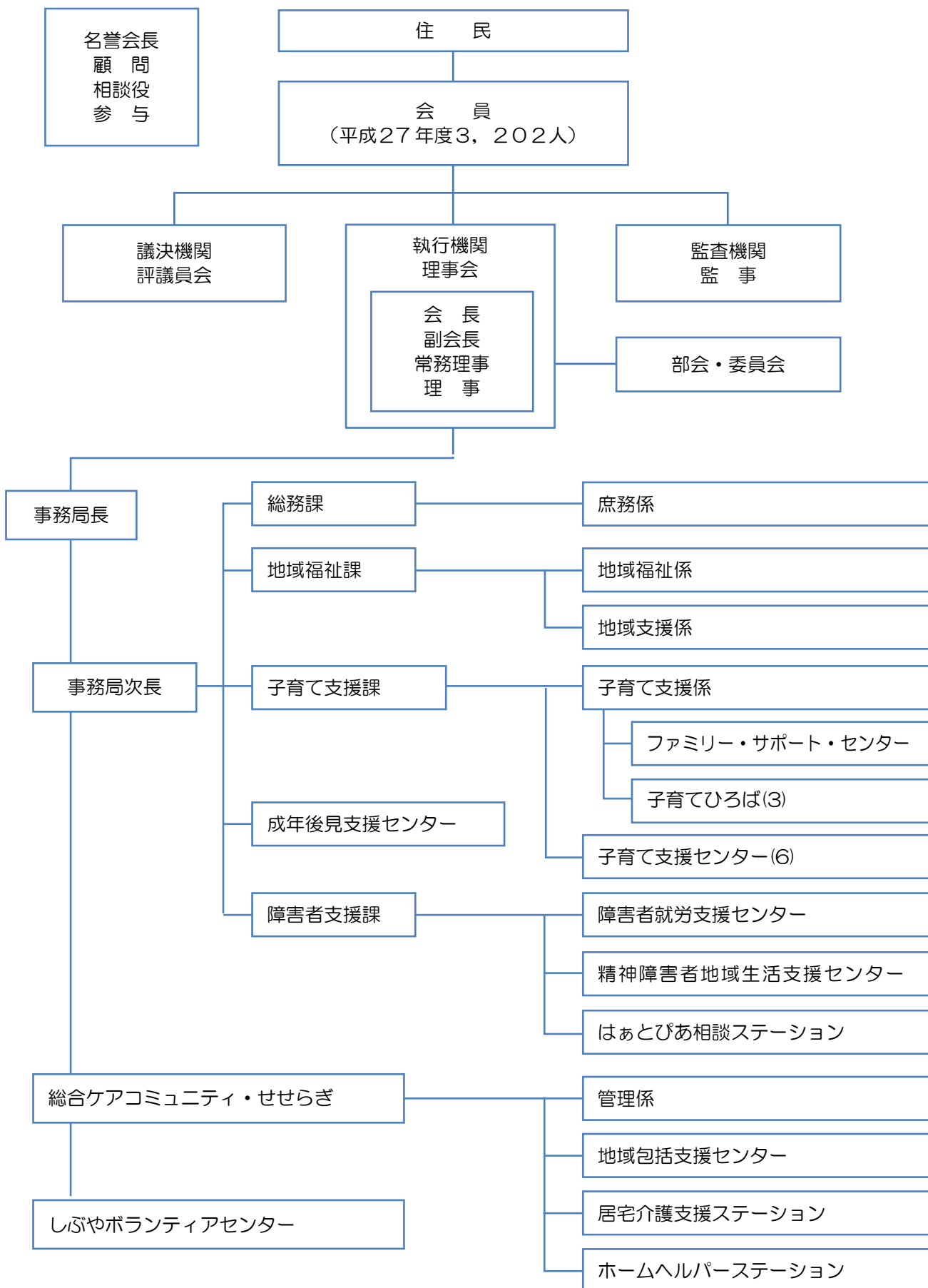
I 介護保険事業拠点区分

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>I 介護保険事業サービス区分</p> <p>1 居宅介護支援事業</p> <p>(1) ケアマネジメント 要介護認定（要介護1～5）及び要支援認定（要支援1～2）を受けた高齢者からの相談や地域包括支援センターからの委託に基づき、必要なサービスが適切に受けられるよう支援を行い、居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成し、包括的・継続的なケアマネジメントを行う。</p> <p>(2) 要介護認定調査 渋谷区から委託を受け、担当地域内の在宅高齢者を対象に、必要に応じ介護保険法に基づく要介護認定調査を行う。</p>	<p>15,913</p>
<p>II 地域包括支援センター事業サービス区分</p> <p>1 地域包括支援センター事業</p> <p>地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域住民や関係機関とのネットワークを強化し、地域の総合相談窓口としての役割を果たす。</p> <p>(1) 総合相談・支援業務 地域の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。</p> <p>(2) 包括的・継続的マネジメント支援業務 地域において、介護支援専門員、主治医等多職種が相互に協働等により連携し、高齢者の状況や変化にも継続的に施設・在宅を通じた地域における生活ができるよう、包括的・継続的なケアマネジメント体制を構築する。</p> <p>(3) 介護予防ケアマネジメント業務 要支援認定を受けている対象者の介護予防ケアマネジメントのみならず、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者へのアプローチにも効率的に行う。</p> <p>(4) 権利擁護事業業務 民生児童委員や見守りサポート協力員と連携協働して、高齢者等に対する虐待の早期発見、早期対応に努め、虐待を防止し権利侵害から高齢者等を守る。</p> <p>(5) 福祉機器や介護用品に関する相談・助言 ベッドや車いすなどの福祉機器や介護用品の実物を展示し、利用者</p>	<p>40,037</p>

事業内容	予算額 (単位：千円)
<p>やその家族に対して、使用に際しての相談・助言を行う。</p> <p>(6) 新たな役割に向けての検討</p> <p>介護保険制度改正に伴い、これまでの基本4業務に加え、地域包括ケアシステムの中核として、次の新たな役割が見込まれるため、実施に向け関係機関と調整する。</p> <p>①新しい介護予防・日常生活支援総合事業開始後の質の高い介護予防ケアマネジメントと事業者への対応</p> <p>②在宅医療相談窓口と連携し、在宅医療の普及、啓発を図り在宅医療と介護の連携を図る。</p> <p>③地域ケア会議開催による地域課題の発見及び地域支援ネットワークの構築</p> <p>④認知症カフェ、認知症サポーター養成講座実施による認知症対応の充実</p> <p>⑤地域における生活支援等サービス提供体制構築への支援</p>	

4 執行体制

(1) 渋谷区社会福祉協議会の組織（平成29年4月1日現在予定）



(2) 職員体制 (平成29年4月1日現在定員予定)

単位：人

課／係名等		職員数		
		固有	嘱託等	計
総務課				
	庶務係	7	1	8
地域福祉課				
	地域福祉係	3	4	7
	地域支援係	2	5	7
子育て支援課				
	子育て支援係	3	0	3
	ファミリー・サポート・センター	1	3	4
	子育てひろば(3)	0	10	10
	子育て支援センター(6)	16	25	41
成年後見支援センター		6	1	7
障害者支援課				
	障害者就労支援センター	5	2	7
	精神障害者地域生活支援センター	3	2	5
	はあとぴあ相談ステーション	6	1	7
総合ケアコミュニティ・せせらぎ				
	管理係	5	0	5
	地域包括支援センター	3	3	6
	居宅介護支援ステーション	0	3	3
	ホームヘルパーステーション	3	2	5
ボランティアセンター		3	2	5
合 計		66	64	130

* 事務局長、事務局次長、せせらぎ所長等管理職は各課の庶務担当係に含む。

* 嘱託等には、再雇用職員、非常勤職員、子育て支援センター環境整備職員を含む。